

崇城大学 物品購入等に関する取引停止等の取扱要領

(目的)

第1条 この取扱要領は、公的研究費に基づく物品の購入・発注に関し、取引停止やその他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱について定める。

(取引停止)

第2条 事務局長は、別表のいずれかに該当する行為があったと認められる場合、「崇城大学 公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為の防止に関する規程」第18条に基づき、取引業者に対して、取引を停止する措置を講ずるものとする。

2 事務局長は、前項の措置を講じた場合、「取引停止措置報告書」に事実関係の概要、措置の内容、その他必要事項を記載し、学長に報告するものとする。

(指名等の取消し)

第3条 事務局長は、取引停止された業者に対し、現に、競争入札の指名を行い、または見積り書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第4条 事務局長は、取引停止期間中の業者が本学における契約に係る製造等の全部または一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止期間の開始前に下請している場合はこの限りではない。

(取引停止にかかる特例)

第5条 業者が一の事案により別表の二以上の措置要件に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものを以てそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が取引停止期間中または当該期間の終了後3年以内に、別表の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。

3 事務局長は、取引停止期間中の業者であっても、次の各号いずれかに該当する場合には、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(1) 特別な技術を必要とする物品購入等契約で、取引停止期間中の業者以外には取引の相手方がいない場合。

(2) 緊急の物品購入等契約で、取引停止期間中の業者以外では、物品購入等の契約の目的を達成することができない場合。

(3) 取引停止期間中の業者以外の業者と取引することが著しく不利と認められる場合。

(4) 取引停止期間中の業者が、当該事案について責任を負わないことが明らかになり、当該業者について取引停止の措置を解除した場合。

4 事務局長は、前項の措置を講じた場合、「取引停止の特別措置報告書」に必要事項を記載し、学長に報告するものとする。

(取引停止措置等の通知)

第6条 事務局長は、第2条第1項の規定による取引停止をしたときは、「取引停止措置通知書」に必要な事項を記載し、当該業者に対し遅滞なく通知するとともに、本学ホームページ上で公表するものとする。

2 第5条第3項第4号の規定による取引停止の解除をした場合は、速やかに本学ホームページ上で公表するものとする。

(その他)

第7条 この取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附則

1. この要領は、平成27年3月16日から施行する。
2. この要領は、令和3年9月1日から施行する。

【別表】取引停止の措置基準

措置要件	取引停止期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本学の物品供給等契約に係る一般競争および指名競争において、参加資格者の審査に係る申請、その他の入札前の調査資料または契約後に本学に提出した資料等に虚偽の記載をし、物品供給等契約の相手方として不適当と認められるとき。</p>	<p>当該認定日から1ヶ月～6ヶ月</p>
<p>(過失による粗雑な物品供給等契約の履行)</p> <p>2 本学の物品供給等契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたとして認められるとき。または契約の履行状況が不良なとき。</p>	<p>当該認定日から1ヶ月～3ヶ月</p>
<p>(物品供給等契約違反)</p> <p>3 前項に掲げる場合のほか、本学の物品供給等契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>(1) 履行管理等が不良で再三指摘しても改善が見られないとき。その他本学職員または検査職員の指示に従わないとき。</p> <p>(2) 履行期限を遅延したとき</p> <p>ア 60日以上</p> <p>イ 30日以上60日未満</p> <p>ウ 30日未満</p>	<p>当該認定日から1ヶ月～3ヶ月</p> <p>当該認定日から1ヶ月～3ヶ月</p> <p>当該認定日から1ヶ月～2ヶ月</p> <p>当該認定日から1ヶ月</p>
<p>(贈賄)</p> <p>4 次に掲げる者が本学職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、または逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>(1) 業者である個人または業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>(2) 業者の役員またはその支店若しくは営業所（常時購入等契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者で、(1)に掲げる以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>(3) 業者の使用人で(2)に掲げる以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕または公訴を知った日から4ヶ月～12ヶ月</p> <p>逮捕または公訴を知った日から3ヶ月～9ヶ月</p> <p>逮捕または公訴を知った日から2ヶ月～6ヶ月</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>5 業務に関し、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第3条または第8条第1項に違反し、物品供給等契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定日から2ヶ月～9ヶ月</p>
<p>(競争入札妨害または談合)</p> <p>6 本学職員が締結した物品供給契約に関し、代表役員等が競争入札妨害または談合の容疑により逮捕、または逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕または公訴を知った日から2ヶ月～9ヶ月</p>

<p>(架空取引等による不正行為)</p> <p>7 本学職員と癒着共謀して、架空または事実と相違する取引（次に掲げる不正行為を含む。）を偽装し、不正に代金を受領したと認められるとき。</p> <p>(1) 預り金（本学職員からの預け金の依頼の承諾）</p> <p>(2) 支払期日の不明確な取引</p> <p>(3) 取引事実と異なる書類の提出</p> <p>(4) 将来の売買を前提とした貸し出し（本学契約担当部署の了解を得たものを除く。）</p> <p>(5) 本学職員と共謀して、他社との競合を排除しての随意契約の締結</p>	<p>当該認定日から3ヶ月～18ヶ月</p>
<p>(不正または不誠実な行為)</p> <p>8 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正または不誠実な行為をし物品供給等契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定日から1ヶ月～18ヶ月</p>